

【資料】

アメリカン・インディペンデント石油会社事件

川 岸 繁 雄

当事者 クウェート政府／アメリカン・インディペンデント石油会社

裁判所 仲裁裁判所

仲裁裁定 一九八二年三月一四日

出 典 66 Int. L. R. (1984), 529; 21 Int. Leg. Materials(1982), 976.

【事実】 アメリカン・インディペンデント石油会社（アミノイル）は、一九四七年石油、天然ガス、その他の炭化水素を生産、精製、販売するためにアメリカのデラウェア州法に基づいて設立された会社である。一九四八年六月二八日、クウェート政府はアミノイルに対してクウェート＝サウジアラビア中立地帯において六〇年間石油と天然ガスを探査開発するコンセッションを付与した。コンセッション協定第一七条は、協定に別段の定めがある場合を除いて、クウェート政府が一般的または特別の立法ないし行政措置によつて協定を取消すことを禁止し、クウェート政府またはアミノイルが双方の利益のためになんらかの変更、削除または追加が望ましいと合意

する場合を除いて協定を一方的に変更することを禁止していた。さらに、協定第一八条は協定の解釈適用ならば当事者の権利義務に関する紛争を仲裁裁判によって解決することを規定していた。そして、アミニノイルは一九五四年に石油製品の商業生産と輸出を開始し、一九五八年ミナ・アブドゥッラーに製油所を建設した。

一九六一年六月一九日、クウェートはイギリスとの協定によつて一八九九年締結の保護条約に終止符を打ち主権国家として独立した。同年七月二九日、クウェート政府はアミニノイルと補足協定 (Supplemental Agreement) を締結し、一九四八年コンセツションを修正した。その主たる目的の一つは一九四八年コンセツションの所得税と利権料に関する財政条項を変更することであつた。また、同協定は一九四八年のコンセツション協定第一一条を改正して新たに第九条を挿入し、現行コンセツションの変更または将来付与されるコンセツションの結果として政府に対する利益の引き上げが中東諸国において一般的に受容されるに至つた場合、アミニノイルは関連するあらゆる事情を考慮してクウェート政府との協定の変更が当事者にとって衝撃上妥当であるかどうかについて同政府と協議しなければならない、と規定していた。

一九七三年七月一六日、アミニノイルとクウェート政府は一九四八年と一九六一年の協定を改正する協定案 (Draft Agreement) を作成した。この一九七三年協定案は、クウェート政府に対して支払われる所得税と利権料の実質的な引き上げを規定していた。同協定案はまた、一九四八年コンセツションの将来に関する検討において、アミニノイルのリスクに留意して、同石油会社が投下した全資本に対して「妥当な収益率」(a reasonable rate of return) を上げる妥当な機会を否定されではならないことが考慮されなければならない、と規定していた。この協定案はクウェートの国民議会の批准を得ることができなかつたが、一九七三年一二月二二日、アミニノイルは書簡によつてクウェート政府の要求に従うことに正式に合意し、一九七三年七月の協定案の新しい基準に従つ

て支払いを行つた。

一九七四年一一月九日と一〇日、ペルシャ湾岸産油国六カ国はアブダビにおいて石油担当者会議を開き、所得税と利権料の追加的な引き上げを規定するアブダビ方式 (Abu Dhabi Formula) を採択した。翌一九七五年一〇月二日、クウェート政府はアミノイルに対しアブダビ方式を一九七四年一一月一日に遡及して適用することを通達した。一連の交渉がクウェート政府とアミノイルの間に行われ、一九七六年三月一九日、アミノイルはアブダビ方式が一九七五年一〇月以降適用されることを原則的に受諾したが、アミノイルがクウェートにおける活動から「妥当な所得水準」(a reasonable level of earnings) を実現する機会を与えるように基準価格の変更を要求した。しかし、いかなる合意も得られず、アミノイルはアブダビ方式を適用することなく、一九七三年協定案に規定された基準に基づいて支払いを継続した。六月二六日、アミノイルは既存のコンセッションを更新可能な役務提供契約 (service contract) (期間一〇年) に変更し、クウェート政府の請負人として操業することを提案した。クウェート政府はこの提案を受諾した。しかし、クウェート政府が収用するアミノイルの資産に対する補償額と、一九七四年一一月以降アミノイルがクウェート政府に支払わなければならぬ追加的な所得税と利権料の金額について合意が得られず、協定は締結されなかつた。

一九七七年九月一九日、クウェート政府は法令第二一四号 (Decree Law No. 124) を公布して、アミノイルに付与された一九四八年六月二八日のコンセッションを終了し、クウェートにおけるアミノイルの財産と資産ならびに施設を完全国有化した。同法令は第三条において、同石油会社に対して支払わなければならない「公正な補償」(fair compensation) とクウェート政府に対するアミノイルの未払い債務を評価するために石油相の決定によつて補償委員会を設置する」とを規定していた。一〇月二〇日、アミノイルは書簡によつてこの収用に対し

て正式に抗議し、一九四八年のコンセッション協定第一八条の仲裁裁判条項に従つて仲裁裁判手続を開始することを石油省に通知した。しかし、この仲裁裁判手続は、アミノイルが一九七九年七月二三日クウェート政府の要請によりパリに特別仲裁裁判所を設立する仲裁裁判協定 (Arbitration Agreement) に署名して取り下げられた。

一九七九年一月一日、仲裁裁判所は仲裁裁判協定に基づきクウェート政府とアミノイルが仲裁人としてそれぞれ任命したハメッド・スルタン (クウェート) とジエラルド・フィツツモーリス卿 (英)、ならびに国際司法裁判所長が両当事者の要請により裁判長として任命したポール・ルテール (仏) で構成された。そして、当事者は仲裁裁判協定において、予め原状回復 (restoration) が実行困難 (impracticable) である」と合意し、訴訟上の請求を金銭補償 (monetary compensation) による金銭賠償 (monetary damages) に限定するとともに、裁判所の最終裁決が両当事者を法的に拘束し、各当事者がそれを裁定の日より一一〇日以内に迅速かつ誠実に履行することを誓約していた。一九八二年三月二十四日、仲裁裁判所はアミノイルに一億七九七五万七六四米ドルの補償額を裁定した (全員一致)。

【判決要旨】 (一) 本件において、当事者は仲裁裁判を規律する法と実質問題を規律する法を区別して準拠法の問題を取り扱っている。仲裁裁判の手続を規律する法について、当事者はフランス法を指定している。仲裁裁判協定第四条は、仲裁裁判の手続が仲裁裁判の法廷地 (パリ) の手続法上の強行規定によつて規律される、と規定している。他方、紛争の実質問題については、クウェート法がコンセッションに直接関係する法として一連の事項に適用されることは言つまでもない。しかし、本件において国際法と法の一般原則の適用が可能である。国際法は法の一般原則を含み、クウェート法の一部を構成している。クウェートの石油コンセッションに共通な特徴に鑑みて、コンセッション協定はクウェートとコンセッションの所有者の本国に共通な法の諸原則に従つて、

そしてそのような共通原則が存在しない場合には法の一般原則に従つて解釈適用されなければならないと解するのが相当である。

(1) 本件は大体において当事者の契約上の義務に関する訴訟であり、この義務の觀点より決定されなければならぬ。

(11) 一九六一年の補足協定第九条は実行上協議よりは交渉をその内容としていた。この交渉の開始と継続を請求する権利は、コンセッション付与国の利益となる事態が中東の石油コンセッションにおいて一般的となつた場合に発生する。その場合、この交渉の目的とは協定を締結することであり、それによつてクウェート政府の利益となり、かつ当事者双方、すなわちアミノイルに対しても衡平となるようコンセッションの旧規定を変更する」とある。

(四) アミノイルの法的義務は、一九四八年のコンセッション協定と一九六一年の補足協定のみならず、一九七一年一二月二二日の書簡 (22 December Letter) による簡略形式 (simple form) による当事者の約束からも発生する。一九七三年七月一六日の協定案 (a draft agreement) は正式に批准されなかつたが、アミノイルは同年一二月二二日の書簡 (以下一九七三年一二月協定 (December 1973 Agreement) と呼ぶ) によって同協定案を最終的に受諾している。この書簡は暫定的であつたとして、別個の協定を構成し、事実それ自体で存立し実行可能な協定 (an agreement viable *per se*) として固有の性質を有していた。したがつて、一九七三年一二月協定は簡略形式 (simplified form) による協定として根源から法的に有効 (valid *ab origine*) であり、当事者を拘束するといわれなければならない。やがて、一九七三年当時アミノイルは事態が一九六一年の補足協定第九条の予定していた状況であることを承認したのみならず、一九七三年七月に計画された協定 (projected July Agreement)

に提示された解決策が「当事者双方にとって衡平である」(equitable for the Parties) ないと承認していくた。

(五) アミノイルが「操業停止」(shut-down) や輸出禁止の圧力のもとに約束を強要され、したがってその同意が無効であると主張しうるとしても、同石油会社に対する強制 (constraints) が一九七二年の暫定協定 (interim Agreement) を無効にする性質のものであつたとの立証は十分になれていない。

(六) 一九七四年一一月、ペルシャ湾岸六カ国石油相会議がアブダビ方式 (Abu Dhabi Formula) を採択し、三カ国は原油公示価格を引き上げると同時に利権料と所得税をそれぞれ二〇パーセントと八五パーセントに引き上げることを決定したが、クウェートと他の二カ国は翌一二月一二日と一二〇日ウェーニーで開催された石油輸出機関 (OPEC) の第四回石油相会議の決定まで態度を保留した。事実上、この決定は石油価格とコンセッションの性質自体にまったく新しい効果を与えるものであつた。それは一バーレル当たり一二セントを基礎にして石油会社の収益を前もつて決定し、それによつてコンセッションを事実上役務提供契約 (service contracts) に変型する考え方を具体化していくた。

(七) 一九七七年の交渉において、当事者は一九六一年の補足協定第九条と交渉義務の履行の際に遵守しなければならない一般原則としての信義誠実の義務を遵守していたといわれなければならない。その過程において、アミノイルは補足協定第九条が適用されなければならない事態が発生していることを承認し、クウェート政府はアブダビ方式が自動的に適用できることと、そしてアミノイルに妥当な収益率 (a reasonable rate of return) が与えられなければならないことについて同意していくた。その結果、アブダビ方式によつて原則としてアミノイル側にクウェート政府に対する債務が発生してしまつたことになる。その額はアミノイルが妥当な収益率を超過して得た利潤の総額でなければならない。そのような収益率は常にアミノイルの正当な期待利益 (legitimate expecta-

アメリカン・インディペンデント石油会社事件

tions) の基礎となつてゐた。したがつて、裁判所は当事者が締結した特別仲裁裁判協定に基づきアミノイルのコンセッションの破棄問題一般を解決する枠組みにおいての額を決定する管轄権を有するといわなければならぬ。

(八) 本件における訴訟の中心は法令第一一二四号 (Decree Law No. 124) の法的効力である。この点、一九四八年のコンセッション協定第一七条と一九六一年の補足協定で改正された第一一条の「安定化」条項 (stabilization clause)’ ならびに一九六一年の補足協定第九条の「適合化」条項 (adaptation clause) が主要な論点として検討されなければならない。

(九) 当事者は国有化が公益のために行われなければならない」とについて合意している。しかし、国有化は他の類似の措置と区別されるためには特定の経済部門全体に無差別的に、つまりすべての企業に適用されなければならないとの主張がなされている。この点、石油輸出国機構加盟国である中東諸国において、その石油政策の最終的な目標が石油産業全体の国有化であることは一般に知られている。国家にはその行政的技術的効用に応じて一貫した国有化政策を漸進的に遂行する権利が認められている。法令第一一二四号がアミノイルのアメリカ国籍を理由として同石油会社にのみ適用された証拠は示されていない。同法令は国有化の権利の有効な行使であり、差別的であるとはいえない。

(一〇) アミノイルのコンセッションには安定化条項が特別の規定として挿入されている。したがつて、国有化が法的に有効であるか否かはこの観点から検討されなければならない。この点、国家が契約または条約によつて天然資源に関する公的権限 (public authority) の行使に対する保証 (guarantees) を与えることを禁止する、ユース・コード・ハス (*ius cogens*) としての命令的ないし絶対的な法規則 (imperative rule) は存在していない。天

然資源に対する永久的主権に関する国連総会決議一八〇三II(XVII)が、その採抲状況により一九六二年当時の国際法を反映していたとしても、このことはその後の決議に妥当するとはいえない。その規定が国際的な実行を反映した法規則を法典化したものであるとみなされうるとしても、そのことから国家が限られた期間 (a limited period of time) 国有化しないことを約束する)ことを禁止する国際法規則の存在を推定する)ことはできない。

(一一) 本件において、国有化はコンセッションの安定化条項 (stabilization clause) によって明示的に禁止されていない。国家は合法的に国有化の権利を契約によつて制限する)ことができる。しかし、それは特別に重大な約束であり、したがつて明示的に規定され、かつ国家契約の締結を規律する規則に一致していなければならぬ。さらに、そのような制限は比較的限られた期間 (a relatively limited period) にのみ関係していなければならぬ。しかしながら、本件の場合、そのような規定の存在が安定化条項の一般的な文言によつて包含され、特に長期のコンセッションの全期間 (六〇年) に関係しているものと推定されなければならないであろう。コンセッションの所有者が補償を受ける法的な権利としてその基本的な利益について重要な保証 (guarantees) を得ているのであるから、それだけ国家の主権的権利の制限は推定されるべきではない。本件において、安定化条項が国有化を絶対的に禁止していると解することはできない。しかし、安定化条項の規定は法的効力を有している。それは国有化が没収とならないことを默示的に命じ、国有化の条件としての適切な損失補償 (proper indemnification) の必要性を補強することになる。

(一一) ペクタ・スント・セルヴァンダ (*pacta sunt servanda*)、つまり「合意は守らなければならない」という基本原則によれば、当事者はコンセッション契約によつて拘束されることになる。しかし、コンセッションは一九四八年以降大きく変化してきているといわなければならない。この変化は不本意であつたとしても、石油会

社によつて承認された。それは中東における石油コンセッションの一般的な変型の結果である。それはまた一九六一年の補足協定第九条の適用によつてか、あるいは石油会社の默示的な受諾の結果としてクウェート政府とアミノイルの契約関係に導入されたのである。したがつて、安定化条項が以前の絶対性(*absolute character*)を有するとはいえない。しかし、本件はウイーン条約法条約第六二条の意味における事情の根本的な変化(*nexus sic stantibus*)ではなく、時間的経過による契約自体の性質の変化に関する事件である。したがつて、国有化が没収でない以上、アミノイルの経営支配権の取得(*take-over*)がコンセッション契約の違反であると結論することはできない。

(一三) 一九七七年の改定交渉を除いて、アミノイルは合法的に国有化されたことになる。クウェート政府は一貫して国家による石油産業の規制を目標とした一般計画を遂行しており、アミノイルの国有化が本質的に合法的であつたことを否定することはできない。問題は、そのように本質的に合法的であつた国有化が交渉の過程において契約関係を一方的に終了させたことによつて違法とされなければならないかどうかを決定することである。一九七六年と一九七七年の交渉の第一段階はコンセッションの改定に關係していたが、その後当事者はコンセッションの国有化実現に向けての合意を模索していた。したがつて、交渉が当初の目的を離れて拡大され、石油会社をクウェートに移転するための条件に変容していた。したがつて、双方の合意によつて国有化の条件を解決する交渉が失敗に終つたというだけの事実から、その後公的権限(*public authority*)によつて強制された国有化が原則として違法(*illegitimate*)であると主張することは困難である。

(一四) クウェート政府は、またコンセッションを国有化する以前に紛争を仲裁裁判に付託する義務を負つていなかつた。したがつて、法令第一一四号が一九七七年の時点においてクウェート政府による対アミノイル義務

の違反を構成したとはいえない。

(一五) 本件において、国有化に對して支払われなければならない補償は、基本的には仲裁裁判協定によりクウェート法の一部を構成している国際法によつて決定されなければならない。この点、天然資源に對する永久的主権に関する一九六二年一二月一四日の国連総会決議一八〇三(XVII)は、合法的な国有化に適用される諸原則を一般的に定式化している。つまり、国有化の場合国家は所有者に国内法と国際法に従つて「適當な補償」(appropriate compensation)を支払わなければならない。その具体的な解釈は、「迅速、十分かつ実効的な」(prompt, adequate and effective)は言うまでもなく、「公正な」(fair)、「正当な」(just)、「平衡な」(equitable)など、いた用語の抽象的な解釈ではなく、個々の具体的な事件に関連するあらゆる事情を考慮して行われなければならない。国家の経済的権利義務憲章も第二条2項cにおいて、国家は外国人資産を国有化する場合自国の法令と自国が關係あると認める「あらゆる事情」(all circumstances)を考慮して適當な補償を支払わなければならない」と規定してゐる。

(一六) 外国投資を優遇しかつ自らも対外投資を行つてゐる国家が補償に對して投資を經濟的に無意味にする見解をとることは想定できない。この点、クウェートは外国投資を優遇し、自らも重要な対外投資国である。したがつて、本件において外国投資の有用性を否定する補償規則が適用される余地は存在しない。

(一七) 本件において、当事者双方は補償を決定するために「正当な期待利益」(legitimate expectations)の概念を援用してゐる。この方式は、長期契約、特に重要な投資を伴う契約においては契約の均衡(contractual equilibrium)を構成する権利と義務や、成算と危険を比較考慮する經濟的計算が当然行われていることを想起せるものである。この均衡は、契約期間中の必要な適合(adaptations)の場合のみならず補償の裁定の場合にも

考慮されなければならない。この均衡と正当な期待利益を評価するためには、契約の条文のみならず契約期間中に表明された改正や解釈または行為 (conduct) も考慮されなければならない。

(一八) 長期コンセッション契約にはコンセッションの期間満了前の終了の可能性を明示的に規定しているものがある。しかし、そのことはアミノイルの石油コンセッションには当てはまらない。また、一九四八年のコンセッション協定第一三條は、石油会社の全事業がコンセッションの期間（六〇年）満了の時点においてクウェート政府に対して無償で譲渡されなければならない、と規定している。しかし、この規定も本件には当てはまらない。

(一九) 本件において、裁判所は原状回復 (*restitutio in integrum*) の原則に照らして、コンセッションが一九六一年の財政取極に従つて履行されたならば石油会社が得たであろう見込み利益 (anticipated profits) を基礎として補償を裁定することはできない。アブダビ方式の適用をめぐる当事者間の交渉において、クウェート政府への金銭債務の支払いと当事者の財政関係の将来の変更が原則として承認されていた。本件において、当事者はまたその関係と交渉の過程において妥当な収益率という考え方を採用していた。他方、裁判所は中東諸国における石油コンセッションの国有化に伴う一連の補償交渉の先例に基づいて補償を決定することもできない。この先例において採られた解決策は一致しておらず、支払われた補償も共通して不十分であり、償却資産の「純簿価」(net book value) を基準にしているにすぎない。このような先例が法的信念 (*opinio iuris*) の表明であるとは認められない。また、大手石油会社は石油輸出国機構の要求を事実上受諾したのであり、受諾が法的考慮に基づいているとはいえない。さらに、同意が経済的ならびに政治的な圧力によつて与えられたとしても、一般的に言つて、そのような同意は「強迫」 (duress) となる手段によつて得られたものでない限り、法的に効力を有しかつ終

局的である。しかし、その同意の基柢にある経済的压力は法的に無関係であり、一般的な法規成立の構成要素とみることはできない。

(一〇) 本件において、裁判所はコンセッション契約とアミノイルの態度にみられる石油会社の正当な期待利益に基づいて補償を決定しなければならない。コンセッション契約が国有化を禁止していないが、それにもかかわらず安定化条項はあらゆる重大な自然的結果 (all consequences) を伴うといわなければならない。それは没収措置を禁止し、契約の均衡の尊重を補強する効果を有している。他方、アミノイルはその石油生産開始の当初より投機的な利潤よりは妥当な收益率を上げることを目的としていた。石油会社はこの妥当な收益率の可能性を確保するために一九七六年と一九七七年の交渉を開始したのである。当事者がこの交渉過程において採った態度は仲裁裁定の基礎となりえないが、その交渉記録は石油会社が妥当な收益率を得る妥当な可能性を拒否されではならないことを明記している。

(一一) 本件において、妥当な收益率はアミノイルが一九七五年一月一日から一九七七年九月一九日までの期間に実際に得た利潤に対するアブダビ方式の適用と国有化に対して支払われなければならない補償という二つの異なる目的のために評価されなければならない。

(一二) アミノイルに対して支払われなければならない補償額は、個別に考慮される企業の各構成部分の価値と、所有者の期待利益を考慮した継続企業 (going concern)、つまり組織的総体 (organic totality) または統一體 (united whole) としての企業それ自体の価値から成り立っている。この原則は、企業が三〇年後にクウェート政府に無償で譲渡されることが予定されたけれども、利潤が合理的に抑制されていた限り有効である。

(一三) 一九七七年九月一九日の時点においてアミノイルに対して支払われなければならなかつた補償額は、

減価償却とインフレーションを考慮した固定資産の価値と石油会社の正当な期待利益を考慮した企業体の価値を合わせて二億六〇四万一〇〇〇米ドルとなる。クウェート政府に対して支払われなければならない債務額一億二三〇四万一〇〇〇米ドルを控除して、総額八三〇〇万米ドルが石油会社に対して支払われなければならない。一九八二年に石油会社に対して支払われなければならぬ補償額を確定するためには、妥当な利率七・五パーセントとインフレ率一〇パーセントがそれぞれ考慮されなければならない。したがつて、クウェート政府は一九八二年七月一日までにアミノイルに対して総額一億七九七五万七六四米ドルを支払わなければならない。

【論点】（一）アブダビ方式 ペルシャ湾岸産油国六カ国の石油相会議が一九七四年一一月九日と一〇日アブダビで開催され、サウジアラビア、カタール、アラブ首長国連邦三国は公示価格を一バーレル当たり四〇セント引き下げて、大手石油会社に対する利権料を公示価格の一六・六七パーセントから二〇パーセントに、所得税を公示価格から利権料と生産コストを引いた残りの八五パーセントにそれぞれ引き上げることを決定したが、イラク、イラク、クウェートは翌一二月一二日開催予定の石油輸出国機構（OPEC）石油相会議まで態度を保留することを決定した。そして、一二月一二日と一三日ウイーンで開かれた石油輸出国機構一三カ国の第四二回石油相会議は、翌一九七五年一月一日より石油価格を一バーレル当たり一〇・四六ドルとすることを決定し、これまで長い間利権料と所得税の算定基準となっていた公示価格制度を廃止して单一基準価格を導入することで原則的に合意した。

（二）コンセッション付与国に有利であると認められる一般的傾向が中東のコンセッションに発生した場合当事者は交渉しなければならない 交渉は相互の主張を調整するために当事者間で行われる協議である。それは紛争の解決手続の一部として位置づけられことが多いが、紛争の発生を防止または回避するための協議義務とし

て規定される」ともある。本件において、裁判所は当事者がアブダビ方式の適用について合意に達しえなかつたが、アミノイルが中東諸国によるアブダビ方式の採用によつて一九六一年の補足協定第九条の適用が可能となり、したがつて再調整 (re-adjustment) の原則が認められなければならないことを不本意ながらも容認した、と判示した。

(11) 経済的圧力は強迫 (duress) とはならない 交渉は当事者の力関係を反映した結果をもたらす場合がある。アミノイルは、一九七三年の暫定協定と一九七三年一二月の書簡における約束が脅迫によつて与えられたものであり、その同意がいかなる効果も有せず無効であると主張した。裁判所は、アミノイルがクウェート政府の要求を受諾するよう再三再四強要されたことを認めながらも、その圧力 (pressure) が石油会社の選択の自由 (freedom of choice) を妨げる類のものではなく、同意の無効原因とはなりえない、と判示している。

(四) 無差別原則 外国人財産の国有化の合法性が認められるためには、特定の外国人と他の国民とを差別しないという条件が必要である。本件において、当事者は国家が公共目的のために私有財産を強制的に接収しうることについて一致していたが、アミノイルは国有化と他の類似の措置を区別し国有化が特定の経済部門全体、つまり無差別にすべての企業に適用されなければならない、と主張した。この点、裁判所は一九七七年当時クウェートにおいて操業していたアミノイルとアラビア石油会社 (Arabian Oil Company) に対して国有化が等しく適用されなかつたことを理由として、アミノイルの国有化が差別的であったとはいえない、と判示した。裁判所によれば、国家は一貫した国有化政策を段階的に漸次遂行する権利を有しており、国有化法がアミノイルのコンセッションにのみ適用されたのはそのアメリカ国籍を理由としたものでなかつたことは明白である。この見解はその後アモコ国際金融会社事件においてイラン・アメリカ請求権裁判所によつて踏襲されている。

アメリカン・インディペンデント石油会社事件

(五) 安定化条項　国家は天然資源の開発などを目的として外国企業と締結するコンセッション協定において、協定を一方的に改廢しないことを保証する安定化条項を挿入することがある。この点、国有化との関連において、国家が安定化条項に違反して協定を一方的に破棄した場合にそれが国際法違反となることが認められるか否かが国際法上の重要な論点として議論されてきている。アミノイルは安定化条項が協定において絶対的に規定され、それ自体無条件にあらゆる状況において国有化を禁止するに十分である、と主張した。裁判所は、国家が国有化の権利を契約または条約によって制限しうることは法的に有効であると認めたが、それが重要な約束を意味し、したがつて明示的に規定され、かつ国家契約の締結に関する規則に従い、また比較的限られた期間に關係しなければならないと判示した。この裁定は安定化条項に関する国際法のあるべき方向性を示す指導的判例として特に注目に値する。事実、この見解はその後アモコ国際金融会社事件においてイラン・アメリカ請求権裁判所によつて踏襲されている。しかし、フィッツモーリス卿は個別意見 (separate opinion) を提出し、安定化条項がコンセッションの国有化に適用されることを明示的に規定する必要はなかつたとする反対意見を述べている。したがつて、この個別意見によれば、クウェートが法令第一二四号によつてアミノイルのコンセッションを国有化したようく、安定化条項は正しくクウェート政府によるコンセッション協定の一方的な終了を排除することを意図していたといわなければならない。

(六) ユース・コーベンス　ユース・コーベンスとは法規の適用が絶対的に強行される要素を含む規範である。クウェート政府は安定化条項が当初法的に有効であつたが、その後天然資源に対する永久的主権に関する強行法規 (ユース・コーベンス) が国際法規範として成立したことによつて取り消されたと主張した。しかし、裁判所は国家が契約または条約によつて天然資源に対する永久的主権の行使に対し保証を与えることを禁止する命令

的ないし絶対的な規則は国際法上存在していない、と判示している。裁判所によれば、国家は特定の外国企業を国有化しないことを約束することが認められており、いかなる国際法規もそのことを禁止していない。

(七) 補償 国有化は国家が公共のために補償を支払って私有財産を強制的に取得することである。特に補償の支払いが満たされない場合、国有化は没収として国際法上違法と考えられてきている。本件において、裁判所は合法的な国有化に適用される法規が天然資源に対する永久的主権の国連総会決議一八〇三(XVII)において最も一般的に規定されていると判示している。それによれば、国家は国有化の場合所有者に適当な補償を支払わなければならず、その補償金額の決定には特定の具体的なケースに關係あると認められるあらゆる事情が考慮されなければならない。本件において、裁判所がアミノイルの正当な期待利益を基礎として石油会社の各構成部分の価値と、組織的総体もしくは統一体それ自体の価値、すなわち継続中の企業における収益価値としての継続企業価値(going concern value)の双方を含む補償金額を裁定したことは注目に値する。この継続企業価値の概念もその後前述のアモコ国際金融会社事件においてイラン・アメリカ請求権裁判所によつて踏襲されている。

【参考文献】川岸繁雄「開発協定と仲裁裁判」『国際法外交雑誌』第九二巻二号(一九九三年)、位田隆一「開發の国際法における国有化紛争の解決——仲裁裁定の変遷からみた実効的解決の模索——」『法学論叢』第一三二一巻四・五・六号(一九九三年)、中川淳司『資源国有化紛争の法的過程』国際書院(一九九〇年)。

(一九九八年五月一五日脱稿)